

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017年1月

「第13次5か年計画」が継続的に省エネ化とイノベーションを奨励する輸入新政策を公表

財政部、国家税務総局及び税関総署は共同して、2016年12月5日付けで「新型ディスプレイ産業の発展促進に向けた輸入関税の優遇税制に関する通達(財関税[2016]62号)」、同27日に「第13次5か年計画期間の科学技術イノベーション促進に向けた輸入関税の優遇税制に関する通達(財関税[2016]70号)」、同29日には「第13次5か年計画期間の中国陸上特定地区での石油(天然ガス)採掘のための輸入物資税收政策に関する通達(財関税[2016]68号)」及び「第13次5か年計画期間の中国海域での石油(天然ガス)採掘のための輸入物資の輸入税免除に関する通達(財関税[2016]69号)」を相次いで公布した。各政策は2016年1月1日から2020年12月31日に実施される。

上記テーマの概要と分析は、KPMG Chinaが作成した「チャイナタックスアラート」に掲載されています。詳細は下記のリンクをご参照ください。

<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/cn/pdf/zh/2017/01/china-tax-alert-03.pdf>

対外援助物資の審査・検査及び通関許可管理方針の見直しに関する公告

商務部、税関総署及び国家質量監督検閲検疫総局は共同して、2016年12月30日付けで「対外援助物資の審査・検査及び通関許可管理方針の見直しに関する公告」(商務部、税関総署、国家質量監督検閲検疫総局聯合公告2016年第89号)を公布し、2017年1月1日から対外援助物資の検査検疫(商検)制度に民間の検査機関を導入する。今後も法定検査対象物資は国家基準と検査手順のとおり検査を実施する。なお、法定対象外の物資は対外援助実施企業が自ら民間検査機関に検査業務を委託できる。また、同公告は検査免除要件及び検査機関の選定ならびに税関検査の通過に関しても規定した。

2017年ニュージーランド産の一部輸入農産物に対する特別セーフガード措置実施に関する公告

税関総署は、2017年1月4日付けで「2017年ニュージーランド産の輸入チーズに対する特別セーフガード措置の実施に関する公告(税関総署公告2017年第1号)」、「2017年ニュージーランド産の一部の輸入未濃縮乳及びクリームに対する特別セーフガード措置の実施に関する公告(税関総署公告2017年第2号)」、同10日に「2017年ニュージーランド産の輸入バター及びその他油脂類に対する特別セーフガード措置の実施に関する公告(税関総署公告2017年第4号)」、同11日には「2017年ニュージーランド産の輸入固体乳、濃縮非固体乳、クリームに対する特別セーフガード措置の実施に関する公告(税関総署公告2017年第5号)」をそれぞれ公布した。「中国・ニュージーランド自由貿易協定」の輸入制限品目となるチーズ(税コード:04061000、04063000、04069000)、一部の未濃縮乳及びクリーム(税コード:04012000、04014000、04015000)、バター及びその他油脂類(税コード:04051000、04059000)、固体乳、濃縮非固体乳及びクリーム(税コード:04021000、04022100、04022900、04029100)の各輸入申告数量は、2017年の特別セーフガード措置の発動基準数量をすでに超えているため、上記農産物に課せられる輸入関税は最恵国待遇税率の再適用を受けることになる。

2016 年度オーストラリアから輸入する 2 種類の農産物数量及び 2017 年度輸入発動基準数量に関する公告

税関総署は、2017 年 1 月 6 日付けで「2016 年度オーストラリアから輸入する 2 種類の農産物数量及び 2017 年度輸入発動基準数量に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 3 号)を公布した。同公告は、中国が「中国・オーストラリア自由貿易協定」に基づいてオーストラリアから輸入する特別セーフガード措置の適用対象となる 2 種類(牛肉、粉ミルク)8 品目の農産物に対し、2016 年度の協定税率を適用できる輸入数量及び 2017 年度の輸入発動基準数量を公表したものである。

「輸入廃棄物管理目録」の調整に関する聯合公告

環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署及び国家質量監督検疫総局は共同して 2017 年 1 月 9 日に、固体廃棄物輸入管理の規範化を推進して輸入廃棄物に起因する環境汚染の防止を図るため「『輸入廃棄物管理目録』の調整に関する聯合公告」(環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質量監督検疫総局聯合公告 2017 年第 3 号)を公布した。同公告によると、7 種類の固体廃棄物すなわち「1703100000 サトウキビ糖みつ」「1703900000 その他の糖みつ」「2525300000 雲母くず」「2804619011 シリコン含有量が 99.9999999%を超える多結晶シリコン屑」「2804619091 その他シリコン含有量が 99.99%以上のシリコン屑」「4004000090 未加硫ゴム屑、材料の切れ端及びその粉、粒」、「4115200090 完成品の皮革、皮革製品又は再生革の切れ端」を、「原料として利用可能な輸入制限類固体廃棄物目録」から削除して、公布日から「輸入禁止固体廃棄物目録」に追加する。

鉄道を利用して離島する観光客は海南島離島観光客免税政策の適用対象

財政部は、2017 年 1 月 10 日付けで「鉄道を利用して離島する観光客を海南島離島観光客免税政策の適用対象に組み入れることに関する公告(財政部公告 2017 年第 7 号)」を公布した。これに付随して、税関総署は翌 11 日に「税関総署 2015 年第 7 号公告内容の一部改正に関する公告(税関総署公告 2017 年第 6 号)」を公布して、鉄道を利用して離島する観光客を海南島離島観光客免税政策の適用対象に追加し、鉄道を利用して離島する満 16 歳以上の観光客に対し、離島の際の個人乗車券及び有効身分証明書によって三亜海棠湾免税店、三亜海棠湾免税店ならびに海口美蘭空港免税店のオンライン販売窓口を通じて免税品を購入することが可能となることとした。なお、海南島を離島する場合に本人乗車券、購入証明書、身分証明書などを提示することで、海口駅の貨物引取場所で購入した免税品を受け取り、携帯品扱いで島外に持ち出すことも可能となる。ただし、同一観光客の年間免税購入限度額は、交通手段が航空機あるいは列車を問わず合算されるため離島免税政策で設定された額を超えてはならない。同規定は 2017 年 1 月 15 日から施行される。

中国及びスイスの税関が AEO 相互承認を実施

中国及びスイスは、2017 年 1 月 16 日付けで「中華人民共和国政府とスイス連邦委員会との間で中華人民共和国税関の企業信用管理制度及びスイス連邦税関の AEO(認定事業者)制度の相互承認協定」を締結し、中国とスイスの税関当局間で AEO 相互承認プロジェクトを本格的に実施する。現在、中国及びスイス両国の税関当局は AEO 相互承認協定に基づき優遇措置の正式実施の時期を協議中である。

塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合体樹脂に対するアンチダンピング暫定措置を実施

商務部は、2017 年 1 月 19 日付けで「日本産の輸入塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合体樹脂に対するアンチダンピング調査の初期裁定に関する公告」(商務部公告 2017 年第 3 号)を公布した。同公告は、2017 年 1 月 20 日から日本産の輸入塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合体樹脂(税コード:3904.5000)に対し保証金の供託を求め、アンチダンピング暫定措置を課すものである。また、税関総署は同日に「塩化ビニリデン・塩化ビニール共重合体樹脂に対するアンチダンピング暫定措置の実施に向けた HS コード申告についての要求事項に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 7 号)を公布した。今後、輸入側荷受人は 2017 年 1 月 20 日から上記の税コード・アンチダンピング関税適用品目の輸入を申告する場合には HS コードの 39045000.10 を記入する。

対北朝鮮輸出禁止の軍民両用(デュアル・ユース)物資及び技術リストの追加

商務部、工業情報化部、国家国防科技工業局、国家原子能機構及び税関総署は共同して、2017 年 1 月 25 日付けで「対北朝鮮輸出禁止の軍民両用(デュアル・ユース)物資及び技術リストの追加に関する公告」(商務部、工業情報化部、国防科技工業、国家原子能機構、税関総署公告 2017 年第 9 号)を公布した。同公布日から、北朝鮮を仕向地とする公告記載の大量破壊兵器と運搬手段に用いられる軍民両用物資、技術、通常兵器軍民両用品の輸出が禁止される。輸出禁止項目には、核及び(又は)ミサイル関連物資、化学兵器又は生物兵器関連物資、特殊器材及び関連設備、材料加工設備、エレクトロニクス、通信機器、センサー及びレーザー、ナビゲーシオン・システム及び航空用電子機器、海洋関連システム・設備・部品及び航空宇宙用推進装置である。

各地域の税関政策の最新動向

北京市国家税務局が輸出税還付(免除)業務のペーパーレス管理の試行範囲を拡大

北京市国家税務局は、2017年1月11日付けで「輸出税還付(免除)業務のペーパーレス管理の試行範囲の拡大に関する北京市国家税務局の公告」(北京市国家税務局公告 2017年第1号)を公布した。同公告は、北京市の輸出税還付(免除)申請を審査する権限を有するすべての区(地区)国家税務局及びその直属機構は、輸出税還付(免除)業務のペーパーレス管理の試行官庁として、管轄範囲内の試行企業を選定する。電子データは北京市国家税務局ウェブサイトの輸出還付モジュールを通じて提出する。なお、試行企業は、申告時に申告表で照合できない項目の紙媒体の証明書類を除き、すべて電子データで足りることから紙媒体の資料提出が不要となる。ただし、該当企業は検査に備えるため自ら関連する紙媒体の申告資料を製本して保存しなければならない。同公告は公布日から施行する。

上海税関が輸出の「事前申告、貨物の到着及び検査の通過」という通関作業モデルを明示

上海税関は、2017年1月23日付けで「輸出の事前申告、貨物の到着及び検査の通過という通関作業モデル関連事項の明確化に関する公告」(上海税関公告 2017年第1号)を公布した。同公告は、輸出貨物申告人が上海税関に事前申告を行う場合の規定を明確にした。これには、①申告人はコンテナ貨物が積み荷されて非コンテナ貨物がすべて揃った後に税関に申告しなければならない、②申告人は税関が申告を受理した後3日以内に貨物を税関監督管理エリア(場所)に搬入しなければならない、③申告人は査検通知書を受け取った後3日以内に検査関連手続きを行わなければならないと規定された。同公告は2017年2月20日から施行する。

Contact us お問い合わせ先

Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+861085087054)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+862122123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚
Partner パートナー
Email: vivian.w.chen@kpmg.com
Tel: [+86 \(20\) 3813 1198](tel:+862038131198)

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.